

## 三島市学生消防団活動認証制度実施要綱

(趣旨)

**第 1 条** この要綱は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献したと認められる学生（学校に在学する者をいう。以下同じ。）等の就職活動を支援するため、当該消防団活動に係る功績を認証すること（以下「認証」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認証の対象等)

**第 2 条** 認証の対象となる期間は、学生がその在学中に本市の消防団員として 1 年以上継続して活動していた期間（本市の消防団員となる前に、他の市町村の消防団員として活動していた期間がある場合は、当該期間を含む。）とする。

2 認証を受けようとする者は、卒業後 3 年以内に、これを受けなければならない。

(申請等)

**第 3 条** 認証を受けようとする者は、学生消防団活動認証推薦依頼書（様式第 1 号）を消防団長に提出しなければならない。

2 消防団長は、学生消防団活動認証推薦依頼書の提出があった場合で、当該認証を受けようとする者が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組んでいたと認めるときは、その事実を証する書類を添付して、学生消防団活動認証推薦書（様式第 2 号）を市長に提出しなければならない。

(認証の決定等)

**第 4 条** 市長は、学生消防団活動認証推薦書の提出があった場合には、当該認証を受けようとする者が、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献したと認められるかどうかについて審査し、認証の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により認証の可否を決定した場合は、学生消防団活動認証／不認証決定通知書（様式第 3 号）により、消防団長に通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により認証することを決定した場合は、当該認証の決定を受けた者（以下「被認証者」という。）に、三島市学生消防団活動認証状（様式第 4 号）を交付するものとする。

4 市長は、就職活動に用いるため被認証者から認証を受けたことを証する書面の請求があった場合は、三島市学生消防団活動認証証明書（様式第 5 号）を

当該被認証者に交付するものとする。

(認証の取消し)

**第 5 条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該認証を取り消すものとする。

- (1) 被認証者が刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
- (2) 認証の根拠となった事項に事実の誤認又は虚偽の内容があった場合
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為その他の被認証者として不適切と市長が認める行為を被認証者が行った場合

2 前項の規定により認証を取り消された者は、三島市学生消防団活動認証状及び三島市学生消防団活動認証証明書（当該認証を取り消された者が所持しているものに限る。）を、直ちに市長に返納しなければならない。

(補則)

**第 6 条** この要綱に定めるもののほか、認証の実施に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

学生消防団活動認証推薦依頼書

平成 年 月 日

三島市消防団長 あて

依頼者	住 所
	氏 名 ㊦
	生年月日 平成 年 月 日
	電話番号

次のとおり消防団活動に従事したことに関して、三島市学生消防団活動認証制度実施要綱に基づく認証を受けたいので、推薦をお願いします。

消防団活動時に 在学していた学校	学 校 名	
	学部、学科等	
	卒 業 年	
所属していた分団	第 分団	
活 動 期 間	平成 年 月 日から現在まで	
主 な 活 動 実 績		
備 考		

様式第2号 (第3条関係)

学生消防団活動認証推薦書

平成 年 月 日

三島市長 豊岡 武士 様

三島市消防団長 水口 勇 団

三島市学生消防団活動認証制度実施要綱第3条第2項の規定に基づき、次のとおり推薦するので、認証をお願いします。

候補者	住所			
	氏名			
	生年月日	平成 年 月 日	電話	
消防団活動時に在学していた学校	学校名			
	学部学科等			
	卒業年			
所属していた分団	第 分団			
活動期間	平成 年 月 日から現在まで			
主な活動実績				
推薦理由				

(注) 候補者が真摯かつ継続的に消防団活動に取り組んでいたことを証する書類を添付してください。

様式第3号 (第4条関係)

学生消防団活動	認 証 不 認 証	決定通知書
---------	--------------	-------

第 号  
平成 年 月 日

三島市消防団長 水口 勇 様

三島市長 豊岡 武士 閣

平成 年 月 日付け推薦のあった次の者について

認 証 不 認 証	と決定したので、三島市学生消防団活動認証制度実施要綱第4条第2項の規
--------------	------------------------------------

定に基づき通知します。

住 所	
氏 名	
生 年 月 日	平成 年 月 日
備 考	

様式第4号（第4条関係）

三島市学生消防団活動認証状

様

あなたは、次のとおり真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献したので、三島市学生消防団活動認証制度実施要綱の規定に基づき、その功績を認証します。

（活動内容）

火災等災害への出動及び自主防災訓練等において各種防災指導を行い。また、火災予防週間中にある場合は、火災予防広報活動へ参加するなど、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献している。

平成 年 月 日

三島市長 豊岡 武士 印

（注）

- 1 次のいずれかに該当する場合は、認証を取り消します。
  - (1) あなたが刑事事件に関して起訴された場合又は刑に処せられた場合
  - (2) 認証の根拠となった事項に事実の誤認又は虚偽の内容があった場合
  - (3) 公の秩序又は善良の風俗を害する行為その他の被認証者として不適切と市長が認める行為をあなたが行った場合
- 2 認証を取り消された場合は、この認証状及び三島市学生消防団活動認証証明書（あなたが所持しているものに限る。）を、直ちに市長に返納してください。

様式第5号（第4条関係）

三島市学生消防団活動認証証明書

次の者は、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献したことにより、三島市学生消防団活動認証制度実施要綱の規定に基づく認証を受けた者であることを証明します。

（住 所）

（氏 名）

（生年月日）平成 年 月 日

（活動内容）

火災等災害への出動及び自主防災訓練等において各種防災指導を行い。また、火災予防週間中にあつては、火災予防広報活動へ参加するなど、真摯かつ継続的に消防団活動に取り組み、地域社会に貢献している。

平成 年 月 日

三島市長 豊岡 武士 印

（注） 認証を取り消された場合は、この証明書を、直ちに市長に返納してください。